

平成二十七年内閣府令第十号

食品表示基準

第三章 生鮮食品

第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

(表示禁止事項)

第三十一条 食品関連事業者以外の販売者が販売する生鮮食品の容器包装への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。